

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。

趣旨 滋賀県「地域学校協働活動推進事業」

【補助率】 国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県 推進協議会の設置

- 総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター等を対象とした研修の企画
- 事業の評価

市町 運営委員会の設置

- 教育委員会と福祉部局等の連携方策
- 地域の人材確保方策の検討
- 支援体制の整備・支援活動の実施 等

統括的な地域学校協働活動推進員 (統括的なコーディネーター)

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

学校等 活動の場

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

地域の多彩な人材 ↔ 家庭(保護者) ↔ 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) ↔ 学校(教職員)

地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)
・地域住民等や学校との連絡・調整
・地域学校協働活動の企画・推進等

地域人材等の参画 地域学校協働活動

協働活動支援員、協働活動サポート、学習支援員、特別支援サポート、土曜教育サポート、土曜教育ボランティア等

地域学校協働本部

■地域と学校が連携・協働する仕組みづくり(本部)を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施
(R1) 12市町121本部
・学校支援活動・学校周辺環境整備
・郷土学習 ・学びによるまちづくり
・地域人材育成・地域行事への参加 等

地域未来塾

■中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施
(R1) 7市町35教室
・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供

放課後子ども教室

■放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実
(R1) 7市町38教室
・活動拠点(居場所)の確保 ・放課後等の学習指導
・自然体験活動支援 ・文化活動支援 など
○放課後児童クラブ(首長部局)と連携

土曜日の教育支援

■すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施
(R1) 4市町35教室
・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築

趣旨 「コミュニティ・スクール推進事業」 (県実施)

【補助率】 国 1/3
都道府県 2/3

公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を加速させ、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

CSアドバイザー派遣	研修の充実	推進協議会・連絡協議会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ■各自治体のCS立ち上げや推進体制の構築に向けた助言 ■市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校運営協議会委員・教職員等を対象とした研修会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ■CSの推進方策や効果的な運営方法等の情報共有、関係者による情報交換、県の推進方策の検討等を行う。

趣旨 「地域における家庭教育支援基盤構築事業」 8市町16活動

【補助率】 国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

各地域における家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援する。

地域人材の養成	家庭教育支援体制の構築	家庭教育を支援する取組の展開
<ul style="list-style-type: none"> ■家庭教育支援員の養成 (R1) 3市町で実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭教育支援チームの組織化 ■家庭教育支援員の配置 (R1) 4市で実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習機会の効果的な提供 ■親子参加型行事の実施 (R1) ■情報提供・相談対応 8市町で実施予定

①連絡会議・ケース会議等の設置・運営
②活動拠点の整備促進
③企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
④保護者に対する家庭教育支援に関する情報提供

※①②は支援チームの設置が必要要件